

鳥取県教育委員会告示第8号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年4月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
賀露神社春季祭礼行事	鳥取市賀露町	賀露神社